

平成22年度「独禁法中級講座」第2回—技術の創出・利用と独占禁止法

平成22年5月18日（火）

根岸 哲

I はじめに

今回は、共同研究開発、規格・標準化活動及び技術ライセンスと独禁法の関係について取り上げたい。製品市場だけでなく技術市場も検討対象とする必要があるとともに、独禁法の禁止行為の3本柱である私的独占（3条前段・2条5項）、不当な取引制限（3条前段・2条6項。「ハードコアカルテル」だけでなく、「非ハードコアカルテル」も含む）及び不公正な取引方法（19条・2条9項）を全体としてかつ禁止行為の3本柱の相互関係を視野に入れることが必要となる。

事業者が研究開発や技術開発の活動を通じて技術を創出して特許やノウハウを獲得し、当該技術を利用すること自体が独禁法上問題を生ぜしめることは、通常ないが、技術を創出するための共同研究開発、技術に係る規格・標準化活動、技術ライセンスに関わって独禁法上の問題を提起することがある。公取委が、共同研究開発（「共同研究開発に関する独禁法上の指針」（平5・4・20最新改定平22・1・1））、標準化（「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独禁法上の考え方」（平17・6・29最新改正平19・9・28））、知的財産（「知的財産の利用に関する独禁法上の指針」（平19・9・28最新改定平22・1・1））に係る3つのガイドラインを作成・公表している所以である。

II 共通する基本的な分析方法

1 競争の実質的制限の要件と公正競争阻害性の要件

事業者の共同研究開発、規格・標準化活動又は技術ライセンスに係る行為が独禁法に違反するか否かは、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法のいずれかに該当するか否かである。

私的独占と不当な取引制限に共通する最も重要な要件は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」（以下、「競争の実質的制限」ということがある。）であり、競争の実質的制限とは、判例上、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすこと」である（NTT東事件東京高判平21・5・29、東宝・新東宝事件東京高判昭28・12・7）。このことを、一般に、価格等を支配できる力（又は市場支配力）の形成・維持・強化と言い替えることも多い。不公正な取引方法は、公正な競争を阻害するおそれ（以下、「公正競争阻害性」という。）がある行為である。公正競争阻害性には、（自由）競争の減殺、競争手段の不公正、（自由）競争基盤の侵害の3つの意味が含まれるが、不公正な取引方法の主たる行為類型は、競争の減殺を意味する公正競争阻害性がある行為類型である（2条9項1号～4号、一般指定1項～7項、10項～12項、14項）。競争の減殺とは、競争の回避（効果）又は（及び）競争者の排除（効果）のことであり、競争の実質的制限より、競争制限の程度が

低くて足りる。いずれの場合にも市場の画定が前提となる。市場は、基本的に、需要者からみた代替性の観点から画定される。したがって、事業者の行為が、画定された市場において競争の回避又は競争者の排除をもたらすのみにとどまる場合には、不公正な取引方法を構成するのにとどまるが、それを超えて、画定された市場において価格等を支配できる力をもたらす場合には、私的独占又は不当な取引制限を構成することになる。競争の実質的制限をもたらすか否かの大雑把な目安は、当該行為を行う事業者の市場シェアが50%を超えるかである（排除型私的独占ガイドライン（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」平21・10・28）第1）。

以上のように、事業者の行為が、競争の回避又は競争者の排除をもたらす場合には、原則として、競争の減殺を意味する公正競争阻害性の要件を満たし、不公正な取引方法を構成することになり、また、価格等を支配できる力をもたらす場合には、原則として、競争の実質的制限の要件を満たし、私的独占又は不当な取引制限を構成することになる。しかし、独禁法1条の目的に照らして、事業者の行為に目的の合理性があり、その目的を達成する方法の相当性も認められる場合には、最終的に、公正競争阻害性の要件又は競争の実質的制限の要件を満たさず、不公正な取引方法、私的独占又は不当な取引制限を構成しないと判断されることがある（正当化理由・正当化事由、「抗弁」ともいえる。）。

2 競争減殺効果の分析方法とセーフハーバー

知的財産ガイドライン（第2の2～5）は、競争の実質的制限の要件を満たすか否か、競争の減殺を意味する公正競争阻害性の要件を満たすか否かを、競争減殺効果の分析方法としてまとめて、以下のように述べる。

技術の利用に係る制限行為によって市場（技術市場又は製品市場）における競争が減殺されるか否かは、制限の内容及び態様、当該技術の用途や有力性のほか、対象市場ごとに、当該制限に係る当事者間の競争関係の有無、当事者の占める地位（シェア、順位等）、対象市場全体の状況（当事者の競争者の数、市場集中度、取引される製品の特性、差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）、制限を課すことについての合理的理由の有無並びに研究開発意欲及びライセンス意欲への影響を総合的に勘案し、判断される。

そして、①制限行為の対象となる技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場におけるシェア（以下、「製品シェア」という。）の合計が20%以下の場合、②製品シェアが算出できないとき又は製品シェアに基づいて技術市場への影響を判断することが適当でないときは、当該技術以外に、事業活動に著しい支障を生ずることなく利用可能な代替技術に権利を有する者が4以上存在する場合には、原則として競争減殺効果は軽微であり、独禁法上問題とならない、というセーフハーバーを設定している。他方、(a)製品の販売価格、販売数量、販売シェア、販売地域、販売先に係る制限、(b)研究開発活動の制限、(c)アサインバック義務・独占的グラントバック義務は、セーフハーバーの対象から除外される。このセーフハーバーは、共同研究開発（第1の2（1））、標準化（第3の1（2））の両ガイドラインにおいてもおおむね共通している。

III 共同研究開発と独禁法

1 研究開発の共同化自体と独禁法

日本の超 LSI 技術研究組合の成功（昭 5 1～5 4）—当時、IBM が開発中であるといわれた第 4 世代コンピュータの開発に必要な超 LSI の製造技術を共同で開発する目的で、富士通、日立、三菱電機、日本電気、東芝の 5 社により設立された。微細加工技術など 1 0 0 0 件を超える特許を生み出すなどの成果を挙げたといわれる。これに対し、欧米諸国は、本来独禁法上許されないはずの共同研究開発が許容され日本の比較優位の源泉になると非難したが、その後、欧米でも、同様の共同研究開発を可能とする立法措置等をとった。米国の 1 9 8 4 年国家共同研究法、1 9 8 4 年 EC 競争法共同研究開発に係る一括適用除外規則の制定（現在では廃止）など。

米国の自動車メーカー 4 社による排ガスに係る共同研究開発が、一番遅れているメーカーに合わせて研究開発及びその成果の利用を遅らせる行動をとったとして、シャーマン法 1 条違反に問われたことがある（1 9 6 9）。

共同研究開発は、①研究開発のコスト軽減、リスク分散又は期間短縮、②異分野の事業者間での技術等の相互補完等、により研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、多くの場合競争促進的な効果をもたらす。また、共同研究開発は、多くの場合少数の事業者間で行われており、独禁法上問題となるものは多くない。例外的に問題となる場合として、例えば、寡占産業における複数の事業者が又は製品市場において競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、当該製品の改良又は代替品の開発について、これを共同して行うことにより、参加者間で研究開発活動を制限し、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限される場合（技術制限又は製品制限のカルテルにより、技術又は製品を支配できる力を形成・維持・強化する場合）が挙げられる（不当な取引制限）。また、参加者の市場シェア合計が相当程度高く、規格の統一又は標準化につながる等の当該事業に不可欠な技術の開発を目的とする共同研究開発において、ある事業者が参加を制限され、これによってその事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合（技術又は製品を支配できる力を形成・維持・強化する場合）に、例外的に研究開発の共同化が独禁法上問題となることがある（私的独占等）。

2 共同研究開発の実施に伴う取決めと独禁法

①共同研究開発の円滑な実施のために必要とされる合理的な範囲のものと認められ、また、競争に及ぼす影響が小さいことから、原則として不公正な取引方法に該当しない取決め事項（白事項）、②参加者の市場の地位、参加者間の関係、市場の状況、制限期間の長短等を総合的に勘案して、個々に公正競争阻害性が判断され不公正な取引方法に該当するか否かが判断される取決め事項（灰色事項）、③共同研究開発の実施に必要なとは認められず、また、課される制限の内容自体からみて公正競争阻害性が強いことから、特段の正当化事由がない限り、不公正な取引方法に該当する取決め事項（黒事項）、の 3 分法が採用される。

共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、競争の減殺を意味する公正競争阻害性が生ずる場合には、当該取決めは不公正な取引方法として独禁法上問題となる。実施に関する取決め事項で、黒とされるのは、①共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発の制限（研究開発競争の回避又は排除）、②共同研究開発の

テーマと同一テーマの研究開発の共同研究開発修了後における制限（研究開発競争の回避又は排除）、③既有技術の自らの使用、第三者への実施許諾等の制限（技術利用競争の回避又は排除）、④共同研究開発の成果に基づく製品以外の競合する製品等に係る参加者の生産又は販売活動の制限（製品競争の回避又は排除。一般指定12項の拘束条件付取引）。成果である技術に関する事項で、黒とされるのは、①成果を利用した研究開発の制限（研究開発競争の回避又は排除。一般指定12項の拘束条件付取引）、②成果の改良発明等の他の参加者へのアサインバック義務又は独占的グラントバック義務（研究開発競争の回避又は排除。一般指定12項の拘束条件付取引）。成果である技術を利用した製品に関する事項で、黒とされるのは、成果に基づく製品の第三者への販売価格の制限（一般指定12項の拘束条件付取引）。

IV 標準化活動と独禁法

1 標準化活動自体と独禁法

標準化活動は、製品の仕様・性能等を共通化するなどにより参加者の事業活動に一定の制限を課すものであるが、製品間の互換性が確保されることなどから、当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げや需要の拡大が図られるとともに、消費者の利便性の向上に資する面があり、通常、競争促進的活動であり、それ自体で、独禁法上直ちに問題となるわけではない。

しかし、標準化活動に当たって、①販売価格等の取決め（価格・数量・製品化時期等のカルテル—不当な取引制限等）、②競合規格の排除（規格開発競争又は製品開発競争の制限カルテル等—不当な取引制限、一般指定12項の拘束条件付取引等）、③規格の範囲の不当な拡大（製品開発競争の制限カルテル等—不当な取引制限等）、④技術提案等の不当な排除（技術独占又は技術競争の回避又は排除—私的独占、一般指定5項の共同行為による差別取扱い）、⑤標準化活動への参加制限（製品市場からの競争者の排除又はそれにより製品価格を支配できる力の形成・維持・強化—私的独占等）により、市場における競争の実質的制限又は公正競争阻害性が生ずる場合には、独禁法上問題となる。

2 規格技術に関する特許権の行使と独禁法

標準化活動に参加し、自らの特許技術が規格に取り込まれるよう積極的に働きかけていた特許権者が、規格の策定・普及後に、規格採用者に対し当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる高額なライセンス料を要求する）ことは、私的独占（競争者排除による技術独占又は製品独占）又は一般指定2項の取引拒絶等（技術ライセンスの不当な拒絶、2条9項5号に優越的地位の濫用による技術ライセンス料の高額請求？）として独禁法上問題となる。独禁法21条の適用はなく、独禁法が適用される。

*クワルコム事件排除措置命令平21・9・28（審判係属中）：標準化過程において約束したRAND条件に反したグラントバック義務と非係争義務（旧一般指定13項の拘束条件付取引）。

米国反トラスト法（FTC法5条違反の不公正な競争方法又は（及び）不公正な行為・慣行に該当）：デル事件（1996同意命令）、ユノカル事件（2005同意命令）、ラン

バス事件（2008コロンビア特別巡回区控訴審判決）、エヌ・データ事件（2009同意命令）、ブロードコム・クワルコム事件（2007第3巡回区控訴審判決）。

EU 競争法102条違反の支配的地位の濫用に該当するとしてライセンス料の上限設定のコミットメント決定：ランバス事件（2009）。

3 規格に係る特許についてのパテントプールと独禁法

3-1 基本的考え方

プールの形成・運用は、規格の採用に伴う複雑な権利関係の処理を効率化し、ライセンス料を調整して高額化を回避することを容易にし得るなど、規格を採用した製品の開発・普及を促進するための有効な手段として、競争促進的に機能し得る。プールに含まれる特許が相互に補完関係に立つ必須特許に限られる場合には、通常、独禁法上の問題はない。また、必須特許以外の特許が含まれる場合でも、①当該プールの規格に関連する製品市場のシェアが20%以下の場合、②競争関係にある規格が他に4以上存在する場合には、通常、独禁法上の問題はない。プールに含まれる特許を当該プールを通さずに他の事業者へ直接ライセンスできる場合、プールに含まれる特許の中から必要な特許のみを選択してライセンスを受けることができる場合にも、技術市場又は製品市場における競争が制限されるおそれは小さく、独禁法上の問題は生じない。

3-2 プールへの参加に係る制限と独禁法

3-2-1 プールへの参加の制限

プールへの参加を一定条件を満たす者に制限することは、制限の内容が、プールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められるものであり、競争を制限するものでなければ、通常、独禁法上の問題はない。また、特定の規格を策定するに当たり、規格を迅速に広く普及させるため、標準化活動の参加者が、規格の策定後は規格に係る特許はプールを通じてライセンスすることを事前に取り決めることは、対象が必須特許に限られ、且つ、ほかに当該特許の自由な利用が妨げられないなどの場合は、通常、独禁法上の問題はない。

3-2-2 プールへの参加者に対する制限

プールに参加する者に対し、プール運営のために一定のルールを課すことなどは、制限の内容がプールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められるものであり、且つ、特定の事業者にのみ不当に差別的な条件を課すものでない限り、通常、独禁法上の問題はない。しかし、プールに参加する者に対し、プールを通す以外の方法でライセンスすることを認めないなど、特許の自由な利用を制限することは、通常はプールの円滑な運営に合理的に必要な制限とは認められず、製品市場及び技術市場における競争に及ぼす影響も大きく（筆者注：新規格の技術市場からの排除又は当該新規格を採用した新製品の製品市場からの排除）、独禁法上問題となるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。

3-2-3 プールの運営

プールの運営者に集中するライセンシーの事業活動（製品の生産・販売数量、販売価格など）に関する情報にプールへの参加者やライセンシーがアクセスできる場合には、ライセンシーが製品の生産・販売数量、販売価格などについて相互に制限を課すための手段と

して利用され、独禁法上の問題が生ずるおそれがある（不当な取引制限）→運営者の秘密保持義務、プール参加者のプール運営への関与禁止等の情報隔壁措置の必要。

3-3 プールを通じたライセンスと独禁法

3-3-1 異なるライセンス条件の設定

プールを通じたライセンスにおいて、特段の合理的な理由なく、特定の事業者にのみ①ライセンスの拒絶、②差別的な高ライセンス料の設定、③差別的な規格の利用範囲の設定を行うことは、差別を受ける事業者の競争機能に直接且つ重大な影響を及ぼす場合には、独禁法上問題となるおそれがある（排除型私的独占、2条9項1号の共同の取引拒絶）。

3-3-2 研究開発の制限

規格特許についてプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対し、規格技術又は競合する規格について、自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを制限することは、代替的な規格技術や規格の開発が困難となり、製品市場又は技術市場における競争が制限されるおそれがある（不当な取引制限等）。

3-3-3 グラントバック義務と非係争義務

規格特許についてプールを通じてライセンスする際に、①ライセンシーが規格技術に関して行う改良・応用の成果について、当該プールにライセンスするよう義務付け（グラントバック義務）、又は②ライセンシーが有し又は取得することとなる特許等について他のライセンシーに対して権利行使しないよう義務付けること（非係争義務）は、(a)当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化され、(b)ライセンシーの有する代替特許間の競争が制限されることなど、技術市場における競争が制限されるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。他方、ライセンシーによる規格技術の改良・応用の成果が必須特許となる場合に上記の義務を課すことは、必須特許に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであって、ほかに自由な利用を制限するものでなく、ライセンス料の分配方法等で不当に差別的取扱いを課すものでないと評価される場合は、通常、独禁法上の問題はない。

3-3-4 不競争義務

規格特許についてプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーがライセンスを受けた特許の有効性について争う場合には、プールの参加者が共同でライセンス契約を解除する旨を取り決めることは、特許の有効性を争う機会を失うおそれがあり、独禁法上問題となるおそれがある（2条9項1号の共同の取引拒絶）。

V 知的財産ライセンスと独禁法

1 独禁法と知的財産法の基本的関係－独禁法21条の解釈

技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独禁法が適用される。技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合、すなわち、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者の創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又はその制度の目的に反する場合には、21条にいう「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独禁法が適用される。

2 私的独占と不当な取引制限の観点からの考え方

2-1 私的独占の観点からの検討

2-1-1 技術を利用させないようにする行為

(a) プールを形成する事業者が、新規参入者や特定の既存事業者に対し、ライセンスを合理的理由なく拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為は、排除型私的独占の排除行為に該当する場合がある（パチンコ機製造特許プール事件勧告審決平9・8・6）。

(b) 製品市場における有力な技術であって、多数の事業者が現に事業活動においてこれを利用している場合に、これらの事業者の一部の者が、当該技術に関する権利を権利者から取得した上で、他の事業者に対してライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為は、排除型私的独占の排除行為に該当する場合がある（横取り行為、ホールドアップ問題、パテントトローラー問題）。

(c) 一定の技術市場又は製品市場において事業活動を行う事業者が、競争者が利用する可能性のある技術に関する権利を網羅的に集積し、自身では利用せず、競争者にライセンスを拒絶することにより、当該技術を使わせないようにする行為は、排除型私的独占の排除行為に該当する場合がある（買い集め行為、パテントトローラー問題）。

(d) 多数の事業者が製品の規格を共同で策定している場合に、自らが権利を有する技術が規格として採用された際の条件を偽るなど、不当な手段を用いて当該技術を規格に採用させ、規格が確立されて他の事業者が当該技術についてのライセンスを受けざるを得ない状況になった後でライセンスを拒絶し、当該規格の製品の開発や製造を困難とする行為は、排除型私的独占の排除行為に該当する（ホールドアップ問題）。「IV 標準化活動と独禁法」2に掲げる諸事件参照。

(e) 公共機関が調達する製品の仕様を定めて入札の方法で発注する際、ある技術に権利を有する者が公共機関を誤認させ、当該技術によってのみ実現できる仕様を定めさせることにより、入札に参加する事業者は当該技術のライセンスを受けなければ仕様に合った製品を製造できない状況の下で、他の事業者へのライセンスを拒絶し、入札への参加ができないようにする行為も、排除型私的独占の排除行為に該当する（パラマウントベッド事件勧告審決平10・3・31）。

2-1-2 技術の利用範囲を限定する行為

技術を利用できる範囲を指示し守らせる行為は、権利の行使とみられる行為であり、通常はそれ自体では問題とならないが、ライセンシーの事業活動を支配する行為に当たり得るので、知的財産制度の趣旨を逸脱する等の場合には、権利の行使とは認められず、一定の取引分野における競争を実質的に制限するときには、支配型私的独占に該当する。

2-1-3 技術の利用に条件を付す行為

(a) 技術に権利を有する者が、当該技術を用いて事業活動を行う事業者に対して、マルチプルライセンスを行い、これら複数の事業者に対して、当該技術を用いて供給する製品の販売価格、販売数量、販売先等を指示して守らせる行為は、支配型私的独占の支配行為に該当し得る（日本かいわれ協会事件警告平6・2・17）。

(b) 製品の規格に係る技術市場又は製品市場で事業活動を行う上での必須技術について、

当該技術に権利を有する者が、他の事業者にライセンスする際、当該技術の代替技術を開発することを禁止する行為は、原則として、ライセンシーの事業活動に対する支配型私的独占の支配行為に当たる。また、代替技術を採用することを禁止する行為は、原則として、排除型私的独占の排除行為に当たる。

(c) 製品の規格に係る技術市場又は製品市場で事業活動を行う上での必須技術について、当該技術に権利を有する者が、他の事業者に対しライセンスする際に、合理的理由なく、当該技術以外の技術についてもライセンスを受けるよう義務を課す行為、又はライセンサーの指定する製品を購入するように義務を課す行為は、ライセンシーに対する支配型私的独占の支配行為又は排除型私的独占の排除行為に当たり得る。

2-2 不当な取引制限の観点からの検討

2-2-1 パテントプール

(a) 一定の技術市場において代替関係にある技術に権利を有する者同士が、それぞれ有する権利についてプールを通じてライセンスすることとし、その際のライセンス条件について共同で取り決める行為は、当該技術市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。また、これらの事業者が、プールしている技術の改良を相互に制限する行為や、ライセンスする相手方を相互に制限する行為は、当該技術市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

(b) 一定の製品市場において競争関係にある事業者が、製品を供給するために必要な技術についてプールを形成し、それを通じて必要な技術のライセンスを受けるとともに、当該技術を用いて供給する製品の対価、数量、供給先等についても共同して取り決める行為は、当該製品市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

(c) 一定の製品市場において競争関係にある事業者が、製品を供給するために必要な技術についてプールを形成し、他の事業者に対するライセンスは当該プールを通じてのみ行うこととする場合において、新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的理由なく拒絶する行為は、共同して新規参入を阻害する、又は共同して既存の事業者の事業活動を困難にするものであり、当該製品市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

2-2-2 マルティプルライセンス

マルティプルライセンスにおいて、ライセンサー及び複数のライセンシーが共通の制限を受けるとの認識の下に、当該技術の利用の範囲、当該技術を用いて製造する製品の販売価格、販売数量、販売先等を制限する行為は、これら事業者の事業活動の相互拘束に当たり、当該製品市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する（日之出水道機器事件審判審決平5・9・10）。また、同様の認識の下に、当該技術の改良・応用研究、その成果たる技術についてライセンスする相手方、代替技術の採用等を制限する行為も、当該技術市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

2-2-3 クロスライセンス

(a) 関与する事業者が一定の製品市場において占める合算シェアが高い場合に、当該製品の対価、数量、供給先等について共同で取り決める行為や他の事業者へのライセンスを行わないことを共同で取り決める行為は、当該製品市場における競争を実質的に制限する場

合には、不当な取引制限に該当する。

(b) 技術の利用範囲としてそれぞれが当該技術を用いて行う事業活動の範囲を共同して取り決める行為は、技術市場又は製品市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当する。

3 不公正な取引方法の観点からの考え方

3-1 技術を利用させないようにする行為

(a) 競争者がある技術のライセンスを受けて事業活動を行っていること及び他の技術では代替困難であることを知って、当該技術に係る権利を権利者から取得した上で、当該技術のライセンスを拒絶し当該技術を使わせないようにする行為は、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反するものと認められることから、競争者の競争機能を低下させることにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定2項、14項。ホールドアップ問題、パテントトローラー問題）。

(b) ある技術に権利を有する者が、他の事業者に対し、ライセンスをする際の条件を偽るなどの不当な手段によって、事業活動で自らの技術を用いさせるとともに、当該事業者が、他の技術に切り替えることが困難になった後に、当該技術のライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為は、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反するものと認められることから、他の事業者の競争機能を低下させることにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定2項、14項。ホールドアップ問題）。

(c) ある技術が、一定の製品市場における事業活動の基盤を提供しており、当該技術に権利を有する者からライセンスを受けて、多数の事業者が当該製品市場で事業活動を行っている場合に、これらの事業者の一部に対し、合理的理由なく、差別的にライセンスを拒絶する行為は、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反するものと認められることから、これらの事業者の製品市場における競争機能を低下させることにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定4項。ホールドアップ問題）。

3-2 技術の利用範囲を限定する行為、技術の利用に条件を付す行為、及びその他の制限を課す行為

3-2-1 3分法の採用

技術の利用範囲を限定する行為、技術の利用に条件を付す行為及びその他の制限を課す行為については、原則として不公正な取引方法に該当しない行為（白）、状況により（上記II2の競争減殺分析方法により個別に競争に及ぼす影響を判断して）公正競争阻害性を有し不公正な取引方法に該当する（一般指定2項、10項～12項）ことがある行為（灰色）、原則として不公正な取引方法に該当する（一般指定12項）行為（黒）、の3分法が採用される。

3-2-2 白の制限行為

(a) 区分許諾、(b) 技術の利用期間の制限、(c) 技術の利用分野の制限、(d) 製造・販売地域の制限、(e) 最低製造・販売数量の制限又は製造における技術の最低使用回数の制限、(f)

輸出地域の制限、(g) サブライセンス先の制限、(h) 商標使用義務、(i) 最善実施努力義務、(j) ノウハウの秘密保持義務、(k) 権利の有効性を争った場合に権利の対象となっている技術に係るライセンス契約の解除、(l) 非独占的グラントバック義務、(m) フィードバック義務

3-2-3 灰色の制限行為

(a) 最高製造・販売数量の制限又は製造における技術の最高使用回数の制限（日之出水道機器事件知財高判平18・7・20）、(b) 原材料・部品に係る制限、(c) 製品の販売の相手方の制限、(d) 競争品の製造・販売又は競争者との取引の制限、(e) 不爭義務、(f) 一方的解約条件、(g) 技術の利用と無関係なライセンス料の設定、(h) 権利消滅後の制限、(i) 一括ライセンス（マイクロソフト事件勧告審決平10・12・14旧一般指定10項）、(j) 技術への機能追加、(k) 非係争義務（マイクロソフト事件審判審決平20・9・16旧一般指定13項、クワルコム事件排除措置命令平21・9・28（審判係属中）旧一般指定13項）。

3-2-4 黒の制限行為

(a) 販売価格・再販売価格の制限、(b) 研究開発活動の制限、(c) アサインバック義務・独占的グラントバック義務。

* オキシラン化学・旭電化事件勧告審決平7・10・13 契約終了後ノウハウを用いた製品の日本向け輸出制限。